

## 災害対応法制の見直しに関する取組経緯等について

### 1 災害救助権限移譲等に係る主な要請の経緯

- 平成 8 年 11 月 『地方分権推進に関する指定都市の意見』  
※ 阪神・淡路大震災を踏まえた要請
- 平成 26 年 5 月 『災害対応法制の見直しに関する指定都市市長会要請』  
※ 東日本大震災を踏まえ、災害復興部会での議論を経て要請
- 平成 26 年 地方分権に関する提案募集（指定都市市長会共同提案）
- 平成 28 年 救助権限の移譲等について要請又は意見表明  
6 月・7 月・11 月 ※ 熊本地震の発生を機とした要請
- 平成 29 年 全政令指定都市市議会による災害時の法制度に関する見直しを  
9 月～11 月 求める意見書議決
- 平成 30 年 4 月 『災害救助法の見直しに係る指定都市市長会要望』  
※ 国の災害救助法改正に向けた動き等を踏まえ要望

### 2 国における災害救助法改正関係の動き

- 平成 30 年 6 月 **災害救助法改正案 成立**
- 平成 30 年 救助実施市指定基準検討会議（全 3 回）  
8 月～10 月 （出席者 指定都市、都道府県、関係団体）  
※指定都市：仙台市、横浜市、新潟市、京都市、神戸市、熊本市  
・救助実施市の指定基準とともに、都道府県の広域調整による物資の円滑な調達・配分の仕組みや、関係業界との連携方策について協議
- 平成 30 年 12 月 **指定基準に係る内閣府令発出**  
＜指定基準＞
  - ① 申請市を包括する都道府県との連携体制を確保していること
  - ② 円滑かつ迅速に救助を行うための必要な体制が整備されていること
  - ③ 円滑かつ迅速に救助を行うための必要な財政基盤を確保していること
  - ④ 救助に関する関係機関及び日本赤十字社その他の関係団体との連携体制を確保していること

### 3 今後の予定（最短のスケジュールの場合）

- 平成 31 年 2 月 包括道府県・関係機関等との協議を経て、国へ指定申請
- 平成 31 年 4 月 **国による救助実施市指定**（公示）  
※効力発生日は、救助実施市になろうとする市とその包括都道府県の意見を踏まえ、設定することとされている。